

<大会社・上場企業等の範囲>

①以下に該当する法人またはその法人から50%超の出資を受けている子会社

- 各種証券取引所（外国含む）上場企業
- 国内新興市場（ジャスダック、マザーズ）上場企業
- 非上場の生命保険会社・損害保険会社
- 資本金5億円以上の企業
- 農業協同組合法に基づく農協等  
※信用事業を実施するものにかぎる
- 大規模一般社団（財団）法人
- 私立学校法に基づく私立学校  
※前年度会計において、私立学校振興助成法に基づく補助金の額が1,000万円以上であるものにかぎる
- 公益社団（財団）法人  
※前年度会計において収益1,000億円以上、費用及び損失の合計額1,000億円以上または負債50億円以上のものにかぎる
- 社会福祉法人  
※前年度会計において、収入10億円以上または負債20億円以上のものにかぎる
- 医療法人  
※前年度会計において、社会福祉法人債を発行する社会医療法人、医療機関債の負債総額100億円以上または1会計年度における発行総額1億円以上もしくは購入人数50人以上のものにかぎる

②国（外国政府含む）、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立された民間法人、特別の法律により設立された法人